



新型コロナウイルス感染症に関する 政府・自治体の主な支援策

(2021年10月13日時点)



I 緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金【経済産業省】

対象	2021年4月以降の「緊急事態宣言」「まん延防止等重点措置」に伴う飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響を受け、対象月の売上高が対前年比(もしくは対前々年比)で50%以上減少している中堅・中小事業者
支給額	【法人】20万円以内/月 【個人事業者等】10万円以内/月 ※該当期間の売上額の減少具合により変動
申請時期・方法	【8月分】10月31日まで 【9月分】11月30日まで 電子申請
問合せ	月次支援金事務局 ☎0120-211-240 ☎03-6629-0479 (IP電話など)

※「II新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」を受給する飲食店は対象外。
※申請には、登録確認機関による事前確認手続きが必要です。当商工会議所では会員企業限定で、月次支援金の事前確認を行います。
詳細は当所Webサイトをご確認ください。



II 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(飲食店向け)【兵庫県】

	第8期	第9期
	緊急事態措置	県による時短要請
要請期間	8月20日～9月30日	10月1日～21日(予定)
対象地域	兵庫県全域	兵庫県全域
対象施設	食品衛生法上の飲食店営業許可または喫茶店営業許可を受けている飲食店等・遊興施設・結婚式場	
対象者 支給要件	すべての要請期間において、時短営業(休業含む)をした事業者に対し、店舗単位で支給 ※業種別ガイドライン等に基づく感染拡大防止の取り組みを行い、「感染防止対策宣言ポスター」を掲示することが必要	
要請する 営業時間	【営業時間】午前5時～午後8時 【酒類提供】禁止 ※カラオケ設備の使用は自粛を要請	【新型コロナ対策適正認証店 (9月30日までに申請した店舗を含む)】 【営業時間】午前5時～午後9時 【酒類提供】午前11時～午後8時半 ※カラオケ設備の使用は自粛を要請 【その他店舗】 【営業時間】午前5時～午後8時 【酒類提供】自粛(要件*1を満たす場合は 午前11時～午後7時半) ※カラオケ設備の使用は自粛を要請
支給額 ※規模・売上高の減少 額に応じて単価決定	4～20万円×時短営業日数 (1店舗あたり)	2.5～20万円×時短営業日数 (1店舗あたり)
申請時期	【第8期】11月12日まで	【第9期】調整中
申請方法	郵送・電子申請	
問合せ	兵庫県時短協力金コールセンター ☎078-361-2501	

※1 ①アクリル板の設置 ②手指消毒の徹底 ③食事中以外のマスク着用の奨励 ④換気の徹底 ⑤入店案内4人以内 詳細は兵庫県Webサイトをご確認ください



III がんばるお店“安全安心PR”応援事業補助金【兵庫県】

対象事業者	以下の要件を満たす、兵庫県内で飲食店・喫茶店を営む中小法人または個人事業者 ①兵庫県新型コロナ対策適正店認証ステッカーの交付を受けている ②兵庫県マスク着用徹底のための啓発資材(ポスター、ポップ)を掲示している ※デリバリー・テイクアウト専門店を除く
対象経費	①安全安心をPRするための販売促進費(広告宣伝費、印刷費、委託・外注費、リース料など) ②感染防止対策設備・備品導入費(店舗改装・工事費、システム導入費、設備・備品購入費、消耗品費など) ※2021年7月1日～10月31日に支払われた経費が対象
支給額	1店舗(認証ステッカー交付店舗)あたり下限5万円～上限10万円の定額補助
申請時期・方法	11月30日まで ※予算額に達し次第終了 必要書類を郵送
問合せ	「がんばるお店“安全安心PR”応援事業補助金」事務局コールセンター ☎078-739-1761

IV 家賃負担軽減緊急一時金(家賃サポート緊急一時金)【神戸市】

対象	以下の(1)(2)いずれかの条件を満たす神戸市内の中小事業者 (1)飲食店の休業・時短営業または外出自粛等の影響を受けており、2021年1月～9月の売上について、 ①いずれか1カ月で前年(もしくは前々年)同月比50%以上減少している(一時支援金・月次支援金受給者)、または ②連続する3カ月の合計が前年(もしくは前々年)同期比30%以上減少している (2)「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」を受給し、2021年1月～9月の売上と協力金の合計について、 ①いずれか1カ月で前年(もしくは前々年)同月比50%以上減少している、または ②連続する3カ月の合計が前年(もしくは前々年)同期比30%以上減少している
対象物件	神戸市内で事業のために2021年1月～9月に賃借している建物(店舗、事務所、工場、作業場、倉庫など)
支給額	家賃3カ月分の1/2(1事業者あたり、最大150万円) ※当初制度分で受給済みの方には、差額を追加支給
申請時期・方法	【当初制度分】10月29日まで 【拡充・追加支給分】11月頃開始予定 郵送・電子申請
問合せ	神戸市家賃サポート緊急一時金コールセンター ☎078-600-2271

※対象期間や支給額等の要件が当初制度から再度拡充(下線部)されました。詳細は、神戸市Webサイトをご確認ください。

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室「新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内」(10月12日現在)等を参照の上、下記情報は作成しています。随時更新される最新情報や、各支援策の詳細は、ホームページをご確認ください。 <https://corona.go.jp/action/>



〈事業を守る〉

新分野展開や業態転換で事業を立て直したい	事業再構築補助金	新分野展開や業態転換等の事業再構築に取り組み場合、上限1億円までを中小企業は最大2/3、中堅企業は最大1/2補助 ※売上減少率により補助率の引上げあり	事業再構築補助金事務局 ☎0570-012-088 ☎03-4216-4080 (IP電話)
感染防止対策をしつつ、販路を開拓したい	持続化補助金	小規模事業者に一般型では最大50万円まで2/3補助 低感染リスク型ビジネス枠では最大100万円まで3/4補助	小規模事業者持続化補助金事務局 (一般型) ☎03-6747-4602 (低感染リスク型) ☎03-6731-9325
ITツール導入により、業務における接触機会を低減したい	IT導入補助金	業務の効率化、および接触機会の低減に資するITツール等の導入費用を上限450万円まで最大2/3補助 ※テレワーク用のクラウド対応したITツール導入を支援するテレワーク対応類型は最大150万円	サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター ☎0570-666-424

〈雇用を守る〉

雇用を維持したい	雇用調整助成金の特別措置	一定要件を満たす場合、休業手当等の最大10/10を助成(日額最大15,000円/人) ※11月末(予定)まで特別措置が延長され、さらに、著しく業況が厳しい事業主や、緊急事態措置区域等の時短要請に協力する事業主は、業況特例・地域特例の対象 ※12月末まで、特に業況が厳しい企業への配慮が継続される予定	雇用調整助成金コールセンター ☎0120-60-3999
休業期間中、賃金が支払われない	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	一定要件を満たす場合、中小企業で働く従業員(パート・アルバイト含む)に対して、日額最大11,000円/人を支給 ※11月末(予定)まで申請対象期間が延長され、緊急事態宣言の発令等に伴う地域特例を追加	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター ☎0120-221-276

◆神戸商工会議所では、資金繰りを中心とした経営相談に対応しています

灘区・東灘区の方は 東神戸支部 ☎078-843-2121
中央区・兵庫区・北区の方は 中央支部 ☎078-367-3838
長田区・須磨区・垂水区・西区の方は 西神戸支部 ☎078-641-3185